

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月一三日

総務大臣 山本 早苗

接続料規則等の一部を改正する省令

（接続料規則の一部改正）

第一条 接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表加入者交換機の項算定方法の欄1(1)中「アナログ電話」を「同じく、アナログ電話」に改め、「という。）」の次に「から当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数を除いた回線数」を加え、同欄2(3)中「局設置遠隔收容装置～加入者交換機間及び局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総心km、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の收容回線数等」を「局設置遠隔收容装置及び局設置簡易遠隔收容装置ごとに、局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間の伝送路距離」に改め、同欄3(1)中「局別收容回線数」を「收容回線数」に改め、同表局設置遠隔收容装置の項算定方法の欄1中「局別收容回線数」を「局ごとに、局別收容回線数から当該局のき線

点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数」に於て、同表キ線点遠隔収容装置の項算定方法の欄4
 (2)中「キ線点遠隔収容装置のユニット数の合計」や「キ線点ごとのキ線点遠隔収容装置ユニット数
 の合計」に、
 「キ線点遠隔収容装置のユニット数とし、キ線点遠隔収容装置収容回線数」や「キ
 線点遠隔収容装置ユニット数とし、キ線点ごとのキ線点遠隔収容装置収容回線数」に於て、同表
 中継交換機の項算定方法の欄1(1)中「及び中継交換機渡り県内自局外呼量」や「、中継交換機渡
 り県内自局外最繁時呼量」に於て、「県間呼量を4で除したものをいう。）」の次に「及び中継交
 換機を經由する通信に係る最繁時呼量（当該局の中継交換機を經由する通信に係る呼量のうち加入
 者交換機を經由しないものをいう。(3)及び(4)において同じ。）」や「キ線点」に「及び中継交換
 機渡り県内自局外呼数」や「、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数」に於て、「県間呼数の
 合計を4で除したものの。）」の次に「及び中継交換機を經由する通信に係る最繁時総呼数（当該局
 の中継交換機を經由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を經由しないものをいう。）」や「
 キ線点」に「(2)中「及び中継交換機設置局」や「、中継交換機設置局」に合計」や「を合計」
 に、
 「52Mパス単位に変換し」や「52Mパス単位に変換したものに中継交換機を經由する通信に係
 る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算し」に於て、
 「及び中継交換機設置局」や
 「、中継交換機設置局」に、
 「に合計」や「を合計」に於て、「交換したもの」の次に「に中継
 交換機を經由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算したもの」や「キ線点」。

別表第二の二中

き線管路総延長	137,305	km
自治体管路総延長	38	km
電線共同溝総延長	1,488	km
情報ボックス総延長	7,760	km

を

き線管路総延長	137,273	km
自治体管路総延長	39	km
電線共同溝総延長	1,508	km
情報ボックス総延長	8,339	km

に、

配線情報ボックス適用率	0	—
-------------	---	---

を

配線情報ボックス適用率	0	—
き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値	15,000	回線

に、

信号用中継交換機当たり最大リンク数

511

リンク／STP

台

信号用中継交換機当たり最大リンク数

1,056

リンク／STP

台

信号用中継交換機当たり処理信号数

64,386

信号数／STP

台

信号用中継交換機当たり処理信号数

56,320

信号数／STP

台

信号用中継交換機基本部電流

105

A／台

信号用中継交換機収容架単位電流

35

A

信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数
(48K換算)

52

リンク

信号用中継交換機AC電流

3

A／台

台

信号用中継交換機基本部面積

6.3

m²／台

信号用中継交換機収容架単位面積

1.26

m²

信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数

52

リンク

(48K 換算)

信号用中継交換機基本部電流	12.7	A/台
信号用中継交換機收容架単位電流	67	A
信号用中継交換機收容架単位電流最大收容リンク数 (48K 換算)	480	リンク
信号用中継交換機 A C 電流	0.16	A/台
信号用中継交換機基本部面積	0	m ² /台
信号用中継交換機收容架単位面積	1.5	m ²
信号用中継交換機收容架単位面積最大收容リンク数 (48K 換算)	480	リンク

土地単価時点補正係数 (北海道)	0.8032	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	0.7408	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.7523	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.8671	—

土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.7436	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.7900	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	0.7477	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.7630	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.7862	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.7847	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.8593	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.8707	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.8918	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9001	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.8366	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.8432	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.7948	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7829	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.8259	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.8119	—

土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8527	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8777	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9287	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.8600	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8885	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.8806	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.8720	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8867	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8612	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.7714	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.7560	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.8085	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8507	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8241	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7625	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6763	—

を

土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7439	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.8331	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.6606	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.8551	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.7689	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.8072	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8452	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.8083	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.8471	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.7969	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.8989	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001292	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.06887	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.07973	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03512	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01190	—

監視設備 (伝送無線機械)	対投資額比率	0.08057	—
共用建物	対投資額比率	0.008026	—
共用土地	対投資額比率	0.007036	—

土地単価時点補正係数 (北海道)	0.7952	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	0.7189	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.7449	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.8872	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.7103	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.7770	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	0.7654	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.7500	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.7721	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.7713	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.8602	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.8727	—

土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9084	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9059	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.8201	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.8418	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.7845	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7667	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.8069	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.7954	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8425	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8699	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9372	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.8462	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8865	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.8810	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.8752	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8843	—

土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8586	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.7523	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.7329	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.7888	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8429	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8154	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7453	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6645	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7271	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.8147	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.6464	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.8556	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.7484	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.7953	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8395	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.7958	—

土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.8325	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.7733	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.9050	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001325	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.06580	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.07753	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03467	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01181	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.07978	—
共用建物 対投資額比率	0.007978	—
共用土地 対投資額比率	0.006757	—

構築物 対投資額比率	0.07368	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0007698	—
車両 対投資額比率	0.0001234	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.004988	—

無形固定資産（交換機ソフトウェア）	対投資額比率	0.01650	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）	対投資額比率	0.004471	—

構築物	対投資額比率	0.07290	—
機械及び装置	対投資額比率	0.0007579	—
車両	対投資額比率	0.0001260	—
工具、器具及び備品	対投資額比率	0.005106	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	対投資額比率	0.01596	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）	対投資額比率	0.004531	—

21

である。

別表第四の三を次のように改める。

別表第4の3（第6条関係）費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	-15.827エムト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04257	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	646	円／回線

加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	276,779,503	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	261,569,080	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	271,347,209	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	275,693,044	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	264,828,456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	275,693,044	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	280,038,879	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	293,076,385	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	289,817,008	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	285,471,173	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	306,113,890	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	318,064,937	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	340,880,571	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	319,151,396	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	274,606,585	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	285,471,173	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	295,249,302	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	285,471,173	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	313,719,102	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	290,903,467	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	294,162,844	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	306,113,890	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛知県)	295,249,302	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	294,162,844	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	289,817,008	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	285,471,173	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	297,422,220	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	290,903,467	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	289,817,008	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	285,471,173	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	263,741,998	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	262,655,539	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	275,693,044	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	264,828,456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	268,087,833	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)	277,865,962	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)	276,779,503	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)	272,433,668	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)	272,433,668	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	273,520,127	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	270,260,750	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	260,482,621	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	259,396,162	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	255,050,327	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	250,704,492	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	255,050,327	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	243,099,281	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.04348	—

伝送装置施設保全費対投資額比率		
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	0.02473	—
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	142,863	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	135,112	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	140,095	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	142,309	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	136,773	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	142,309	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	144,524	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	151,167	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	149,506	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	147,292	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	157,810	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	163,900	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	175,525	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	164,453	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	141,756	円 / km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	147,292	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	152,274	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	147,292	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	161,685	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	150,060	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	151,720	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	157,810	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	152,274	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	151,720	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	149,506	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	147,292	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	153,381	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	150,060	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	149,506	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	147,292	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	136,219	円 / km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	135,666	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	142,309	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	136,773	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	138,434	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	143,416	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	142,863	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	140,648	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	140,648	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	141,202	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	139,541	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	134,559	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	134,005	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	131,791	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	129,576	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	131,791	円 / km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	125,701	円 / km

メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	258	円／回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（北海道）	29,320	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（青森県）	27,729	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（岩手県）	28,752	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（宮城県）	29,207	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（秋田県）	28,070	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（山形県）	29,207	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（福島県）	29,661	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（茨城県）	31,024	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（栃木県）	30,684	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（群馬県）	30,229	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（埼玉県）	32,388	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（千葉県）	33,638	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（東京都）	36,024	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（神奈川県）	33,751	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（新潟県）	29,093	円／km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)		30, 229	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)		31, 252	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)		30, 229	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)		33, 183	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)		30, 797	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)		31, 138	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)		32, 388	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)		31, 252	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)		31, 138	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)		30, 684	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)		30, 229	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)		31, 479	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)		30, 797	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)		30, 684	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)		30, 229	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)		27, 957	円 / km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	27, 843	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	29, 207	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	28, 070	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	28, 411	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	29, 434	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	29, 320	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	28, 866	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	28, 866	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	28, 979	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	28, 638	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	27, 616	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	27, 502	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	27, 048	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	26, 593	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	27, 048	円 / km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	25, 798	円 / km

加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	258	円／回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（北海道）	181, 797	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（青森県）	171, 841	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（岩手県）	178, 242	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（宮城県）	181, 086	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（秋田県）	173, 975	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（山形県）	181, 086	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（福島県）	183, 931	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（茨城県）	192, 465	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（栃木県）	190, 331	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（群馬県）	187, 487	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（埼玉県）	200, 999	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（千葉県）	208, 821	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（東京都）	223, 756	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（神奈川県）	209, 532	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（新潟県）	180, 375	円／km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	187, 487	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	193, 887	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	187, 487	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	205, 977	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	191, 042	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	193, 176	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	200, 999	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	193, 887	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	193, 176	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	190, 331	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	187, 487	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	195, 309	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	191, 042	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	190, 331	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	187, 487	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	173, 263	円 / km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	172,552	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	181,086	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	173,975	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	176,108	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	182,509	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	181,797	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	178,953	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	178,953	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	179,664	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	177,530	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	171,130	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	170,419	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	167,574	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	164,730	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	167,574	円 / km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	159,751	円 / km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	337, 192	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	318, 161	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	330, 395	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	335, 833	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	322, 239	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	335, 833	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	341, 270	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	357, 582	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	353, 504	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	348, 067	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	373, 894	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	388, 847	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	417, 393	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	390, 206	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	334, 473	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	348, 067	円 / km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	360,301	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	348,067	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	383,409	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	354,863	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	358,941	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	373,894	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	360,301	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	358,941	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	353,504	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	348,067	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	363,019	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	354,863	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	353,504	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	348,067	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	320,880	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	319,521	円 / km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	335, 833	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	322, 239	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	326, 317	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	338, 551	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	337, 192	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	331, 755	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	331, 755	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	333, 114	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	329, 036	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	316, 802	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	315, 443	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	310, 005	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	304, 568	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	310, 005	円 / km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	295, 053	円 / km
管路延長 km 当たり施設保全費	62, 573	円 / km

中口径管路亘長km当たり施設保全費	62,573	円/km
とう道亘長km当たり施設保全費	62,573	円/km
共同溝亘長km当たり施設保全費	62,573	円/km
自治体管路延長km当たり施設保全費	62,573	円/km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	62,573	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04650	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04650	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01823	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.1505	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（二次係数）	-15.827	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04257	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.04348	—
監視設備（市外線路）市外線路延長km当たり施設保全費	7,023	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長km当たり施設保全費	1,426	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02473	—
共用建物施設保全費対投資額比率	0.01823	—

構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03551	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002284	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱 1本あたり道路占用料	357	円／本
管路 1kmあたり道路占用料	39,612	円／km
中口径管路 1kmあたり道路占用料	395,248	円／km
とう道 1kmあたり道路占用料	808,229	円／km
情報ボックス 1kmあたり道路占用料	4,254	円／km
自治体管路 1kmあたり道路占用料	4,254	円／km
電線共同溝 1kmあたり道路占用料	4,254	円／km
き線点遠隔収容装置 1台あたり道路占用料	61	円／台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—

機械設備撤去費用対投資額比率	0.002499	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.006491	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002060	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.000878	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.002499	—
建物撤去費用対投資額比率	0.001270	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002144	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.000529	—
車両撤去費用対投資額比率	0.0004418	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0008911	—
試験研究費対直接費比率	0.03806	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	0	円／回線
1回線当たり専用回線管理運営費	3,530	円／回線
管理共通費比率	0.1504	—
専用型速度換算係数	200	—

専用型52M收容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.1496	—
中継系交換回数比例比率	0.2999	—
経済的耐用年数		
交換機	28	年
局設置遠隔收容装置	24.9	年
局設置簡易遠隔收容装置	13.5	年
伝送装置	21.7	年
き線点遠隔收容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	29.1	年
地下メタルケーブル	38.4	年
陸上架空光ケーブル	17.6	年
陸上地下光ケーブル	23.7	年
海底光ケーブル	26.5	年

電柱		21.2	年
管路		60.5	年
中口径管路		60.5	年
とう道		75	年
共同溝		75	年
電線共同溝		60.5	年
無線アンテナ		24.3	年
無線鉄塔		24.3	年
空調設備		9	年
電力設備 (電源装置)		6	年
電力設備 (発電装置)		15	年
電力設備 (受電装置)		9	年
可搬型発動発電機		15	年
機械室建物		24.1	年
監視設備 (総合監視)		9	年
監視設備 (加入者交換機)		10.6	年

監視設備（中継交換機）		10.5	年
監視設備（伝送無線機械）		10.8	年
監視設備（市外線路）		14.1	年
監視設備（市内線路）		17.4	年
共用建物		23.1	年
構築物		15.8	年
機械及び装置		10.7	年
車両		5	年
工具、器具及び備品		5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）		15.6	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）		5.2	年

別表第六様式第一の第一表及び第二表を次のように改める。

第1表

通信量記録 都道府県別通信量				年度分	
都道府県	同一単位料金 区域内通信回	同一中継区域 区内単位料金区	加入者交換機 回数	中継交換機接 続通信回数（	中継交換機接 続通信回数（

数	域間通信回数		加入者交換機 加入經由するもの)	加入者交換機 加入しないもの)
同一単位料金区域内通信時間	同一中継区 域内単位 料金区 域間	加入者交換機 接続通信時間	中継交換機 接続するもの)	中継交換機 接続しないもの)

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注 2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注 3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第 2 表

通信量記録 単位料金区域別通信量等 年度分

単位料金区域	同一単位料金区域回数	同一中継区域回数	加入者交換回数	中継交換回数（加入経路の）	中継交換回数（加入経路の）
	同一単位料金区域間	同一中継区域間	加入者交換時間	中継交換時間（加入経路の）	中継交換時間（加入経路の）
電話呼率			P H S 呼率	自ユニット折返し比率	
			総合デジタル通信サービス呼率		

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注 2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。
別表第六様式第二の第二表中注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

注3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項、第十項、第十二項、第十四項及び第十七項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。